

神戸市告示第257号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和5年7月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域  
中央区東川崎町2丁目14番、20番の各一部  
（別図のとおり）
  
- 2 特定有害物質の名称  
1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、  
1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、クロロエチレン、ベンゼン、  
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、  
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、  
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
  
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置  
該当なし（土壤汚染状況調査の追完）

# 別図

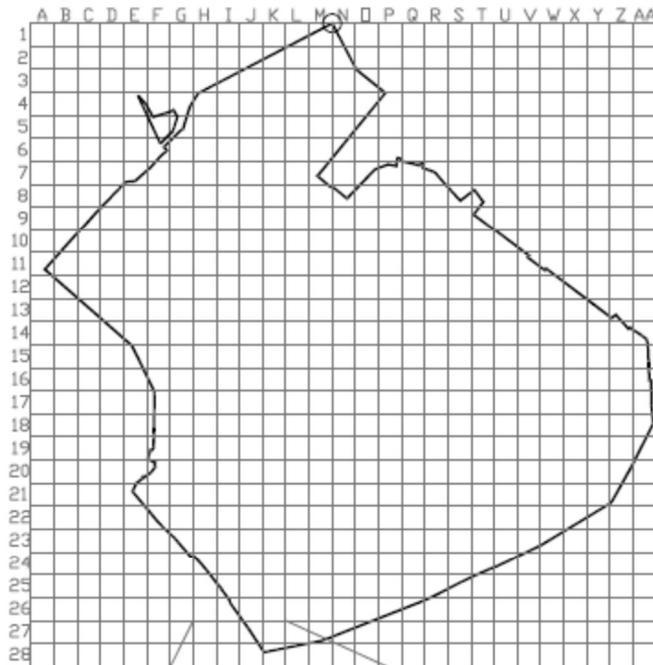
## <起点>

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端（No.3126）地点とする

## <格子の回転角度>

24°12'28"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

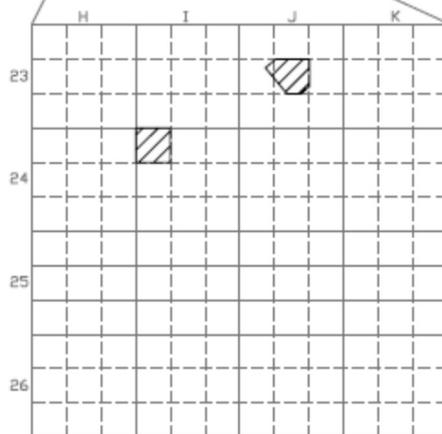


凡例

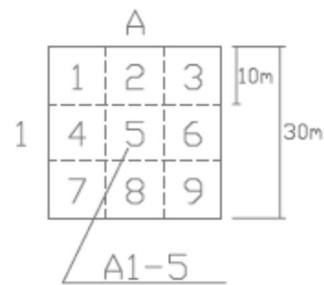
- 起点
- 敷地境界線

形質変更時要届出区域の  
指定を解除する区画

<30m格子図>



単位区画番号



<10m格子図>